

# 介護保険住宅改修の申請について

\*住宅改修を行う前に、役場介護保険係へ事前申請が必要になります。

## 住宅改修申請手続きの流れ

### ①住宅改修について、担当のケアマネージャー等に相談

- ・利用者の身体状況を十分に理解しましょう。
- ・複数の会社から見積もりを取りましょう。
- ・打ち合わせには、利用者も参加しましょう。
- ・自宅での自立生活に必要な改修は、福祉用具の活用も検討しましょう。

### ②申請書類の一部を北広島町役場へ提出

- ・改修工事施工前にケアマネージャーが町へ下記書類を提出し事前申請を行います。  
(担当のケアマネージャーを契約していない場合には役場介護保険係へご相談ください)

#### 事前申請に必要な書類

- 住宅改修が必要な理由書兼事前申請書
- 工事内訳書（見積もり書）
- 改修箇所の写真等状態のわかるもの（写真には黒板等で日付を入れてください）
- 見取り図（平面図）
- 大家さんの承諾（賃貸住宅の場合）

事前申請を提出。

### ③町の審査 提出された書類等を元に、町が適切な改修かどうか審査確認し通知します。

ケアマネージャーへ支給申請に必要な様式を配布しま

### ④施工・完成 工事の変更・修正を行う場合は事前に町へ連絡してください。

### ⑤住宅改修費の支給申請

- ・改修工事完了及び本人利用後にケアマネージャーが町へ下記書類を提出し申請を行います。

#### 支給申請に必要な書類

- 介護保険居宅介護（予防支援）住宅改修支給申請書
- 事前申請一式
- 改修前・後の写真
- 工事内訳書
- 改修工事の領収書
- 町への請求書

### ⑥住宅改修費の支給 支給限度額18万円

(対象改修費が20万円以上、1割負担の場合)

北広島町役場 保健課 介護保険係 (TEL 050-5812-1853)